

第6章 整備基本計画

第1節 整備の基本方針

整備については、短期（令和4年度～5年度）、中期（令和6年度～7年度）及び長期（令和8年度以降）の3期に分けて計画する。すなわち、優先度の高いものから、また活用内容の進捗状況に合わせて手戻りがないように、次の3期に分けて修理工事を行っていく。

- (1) 内部解体調査等
- (2) 公開と活用に係る可逆性を持った耐震補強工事
- (3) 文化財的価値を高め、開かれた活用を図るための整備内容等の検討

の三段階で行っていく。

なお、整備を進める間に得られた知見を基に、具体的な修理方針については随時修正していくものとする。

(1) 内部解体調査等（令和4年度～5年度）

令和4年度～5年度において、耐震計画及び実施設計を行っていく。その中で戦後に施工された内装材を撤去して内部軸組を露出させ、戦後修理の状況を把握し、部分的保存または記録保存を行う。

- ・内部解体調査（1階床、1・2階天井、壁・柱の内装材及び内部間仕切りの撤去）
- ・剪定（鹿児島県指定天然記念物のソテツ・バショウ、定期的実施）

(2) 公開と活用に係る可逆性を持った耐震補強等（令和6年度～7年度）

不特定多数の利用を想定した安全性を確保するために、可逆性を持った耐震補強を行う（木部解体、防蟻処理、外壁補修、軽装備の内装などの工事を含む）。

(3) 文化財的価値を高め、開かれた活用を図るための整備内容等の検討（令和8年度以降）

文化財的価値を高め、開かれた活用を図るため、これまでの改修履歴を調査し、復原時期や階段やパラペット及び屋根飾り、開口部等の復原内容を検討する。さらに、新たに検討された活用方法に基づき、必要に応じて整備内容等の検討を行う。

整備を実施する場合は、民間活力の導入など、事業の枠組を整えてから実施するため、実施設計の前に、事業プロポーザル等の段取りが必要となる。

《整備内容の検討例》

- ・復原

階段（上り口の痕跡に基づき検討）、屋根飾り、開口部（窓サッシの棧の意匠を三つ割の上げ下げ窓から二つ割の両開き窓へ復原、2階ベランダへの出入口のアーチ状欄間サッシの棧の意匠を二分割から放射状及び同心円状に分割へ、東側開口部の鎧戸の復原について検討）、パラペット及び屋根飾り（明治16年の建築当初の

第6章 整備基本計画

石製あるいは大正3年の地震後に修復された鉄製パラペット及び屋根飾りへの復原を検討)

- ・活用方法に応じた対応
内装、設備（電気設備など）、防災設備（火災警報設備など）
- ・その他
外構、サイン、剪定

第2節 整備スケジュール

整備スケジュールを表6-1に示す。

表6-1 整備スケジュール

	整備内容	R4	R5	R6	R7	R8以降			
内部解体調査等	耐震計画	○							
	耐震補強等実施設計		○						
	内部解体調査	○	○						
	樹木剪定		○	○	○	○	○	○	○
公開と活用に係る可逆性を持った耐震補強等	木部解体			○					
	防蟻処理				○				
	耐震補強			○					
	屋根葺替え				○				
	外壁補修				○				
	内装・設備				○				
	防災設備				○				
調査・研究等	復原時期・内容検討	○	○	○	○				
	事業公募要領作成 資金調達趣意書作成					○			
	事業公募、資金調達他						○		
文化財的価値を高め、開かれた活用を図るための整備内容等の検討（必要に応じて検討）	改修実施設計							○	
	階段復原								○
	屋根飾り復元								○
	開口部修復								○
	パラペット及び屋根飾り復元								○
	内装工事								○
	設備工事								○

	整備内容	R4	R5	R6	R7	R8以降			
文化財的価値を高め、開かれた活用を図るための整備内容等の検討（必要に応じて検討）	防災設備工事								○
	外構工事								○
	サイン工事								○
	樹木剪定								○
県民の機運醸成	活用協議会	○	○	○	○	○	○	○	○
	イベント等の開催	○	○	○	○	○	○	○	○